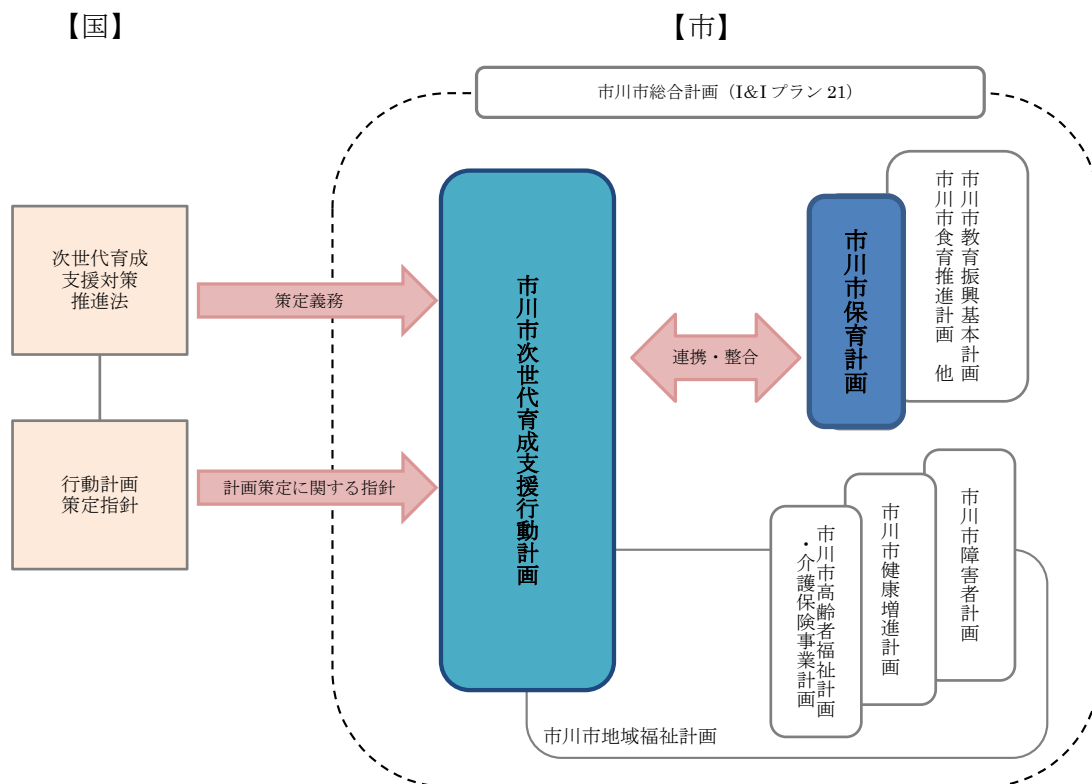


## 市川市保育計画〈平成 22 年度から平成 26 年度〉の改定について

### 1 市川市保育計画と計画の位置づけ

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく「市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」との連携・整合性を図りつつ、増加する保育需要に対応し、待機児童の対策を図るため、本市の保育施策に取り組むための指針として平成 22 年 4 月、児童福祉法第 56 条の 8 の規定に基づき「市川市保育計画（平成 22 年度から平成 26 年度）」を策定しました。

<計画の位置づけ>



(児童福祉法第 56 条の 8)

保育の実施への需要が増大している 市町村（「特定市町村」：前年度 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 名以上の市町村）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

## 2 改定の理由

子ども・子育て支援法附則第 10 条において、特定市町村は、新制度への円滑な移行を図るため、内閣府令で定める「保育緊急確保事業」のうち必要と認めるものを保育計画に定め実施するものとされております。本市においても、計画の最終年度となりますが、保育計画に記載のない事業を実施する必要があり、新たに市川市保育計画に定めるため改定を行うものです。

なお、子ども・子育て会議の審議日程や本計画が平成 27 年度以降は、市川市子ども・子育て支援事業計画へ移行するということを踏まえ、本日、答申（案）が予定されておりますことから、このタイミングでの報告となりました。

(子ども・子育て支援法附則第 10 条)

旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための 教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。

## 3 改定の主な内容

(1) 本市が実施する保育緊急確保事業のうち新たに計画に定める事業（4 事業）の追加

- 保育士等処遇改善臨時特例事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<保育緊急確保事業のうち本市が実施する事業>

《すでに保育計画に定められた事業》

施設型給付、地域型保育給付事業等

- 家庭的保育事業

地域子ども・子育て支援事業等

- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 利用者支援事業



《新たに保育計画に定める事業》

施設型給付、地域型保育給付事業等

- 保育士等処遇改善臨時特例事業

地域子ども・子育て支援事業等

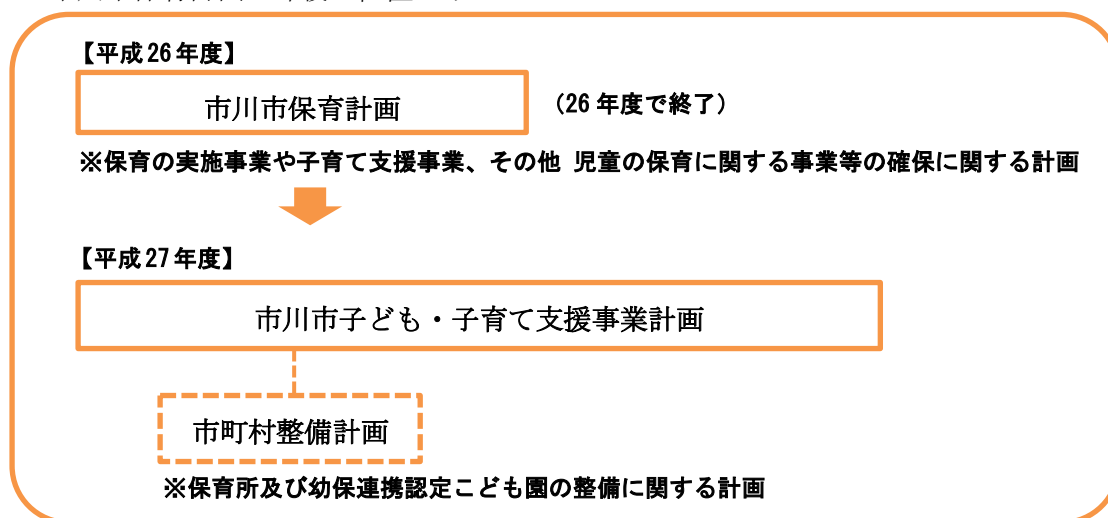
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

## (2) 保育園整備事業目標の修正等時点数値の修正

平成 22 年 4 月以降、待機児童対策を推進するため、整備を進めてまいりましたが、26 年 4 月時点で 698 人の定員増を図り 6,140 人の定員枠を整備しております。今年度の整備で 525 人の整備を進めており当初事業目標を超えることから、事業目標等の修正など時点数値の修正を行ないます。

| 当初事業目標 |         |   | 変更後事業目標 |          |
|--------|---------|---|---------|----------|
| 公立保育園  | (28 園)  |   | 公立保育園   | (28 園)   |
| 私立保育園  | (35 園)  |   | 私立保育園   | (43 園)   |
| 計      | (63 園)  |   | 計       | (71 園)   |
| 定員     | 6,167 人 | ⇒ | 定員      | 6,665 人  |
| 【施設数の増 | 6 施設】   |   | 【施設数の増  | 14 施設】   |
| 【分園数の増 | 7 施設】   |   | 【分園数の増  | 1 施設】    |
| 【増改築の数 | 5 施設】   |   | 【増改築 等  | 7 施設】    |
| 【定 員   | 725 人】  |   | 【定 員    | 1,223 人】 |

### <市川市保育計画の今後の位置づけ>



### ★市町村整備計画とは…

改正児童福祉法では、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画を作成することができると定めております。

市川市子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項を定めており、市町村整備計画は、事業を実施するための具体的な実施計画にあたります。詳細を定める省令は正式に通知されておりませんが、今後、市川市子ども・子育て支援事業計画の内容と調和を保った計画を作成します。

(改正児童福祉法第 56 条の 4 の 2)

市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

○ 2 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項 について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な 保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

○ 3 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する 市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

○ 4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。